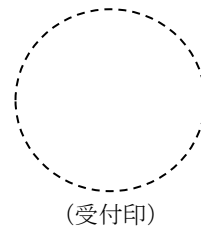


(宛先) 奈良市長 年 月 日 提出

住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	(明・大・昭・平・令) 年 月 日
電話	

この欄は記入しないでください

宛名番号
台帳番号



令和4年度(令和3年分)市民税・県民税(住民税)申告

特定配当等・特定株式等譲渡所得の課税方式選択の申出書

(上場株式等の配当・譲渡所得等)

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、選択する課税方式にチェックをつけてください。

市民税・県民税はすべて申告不要を選択します

※確定申告書の第二表で選択済の場合は、この申出書は提出不要です。

記入はこれで終了です。翌年以降の申告について、裏面をご覧ください。

市民税・県民税は所得税とは異なる内容で下記のとおり申告します

所得の種類	所得税の課税方式	市民税・県民税の課税方式	所得金額 ※市民税・県民税で申告する金額を記入してください	本年分から差し引く繰越控除
上場株式等の配当等	<input type="checkbox"/> 総合課税	<input type="checkbox"/> 総合課税	円	
	<input type="checkbox"/> 分離課税	<input type="checkbox"/> 分離課税	円	円
	<input type="checkbox"/> 申告不要	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	
上場株式等の譲渡	<input type="checkbox"/> 分離課税	<input type="checkbox"/> 分離課税	円	円
	<input type="checkbox"/> 申告不要	<input type="checkbox"/> 申告不要	円	

添付する資料にチェックをつけてください  所得の内訳書  特定口座の年間取引報告書  
 配当金の支払通知書  資料はすべて税務署へ提出済

注意事項

- 「源泉徴収なし」の株式譲渡所得や非上場株式の配当所得(組合等の出資配当を含む)は申告不要とすることはできません。
- 同一口座内で上場株式等の配当所得と譲渡所得の損失を通算している場合は、その口座に関してどちらか一方だけを申告不要とすることはできません。(その口座のすべてを申告するか、すべてを申告しないかのどちらかを選んでください)
- 申告不要を選択した場合、配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額の適用はありません。

お問合せ先 奈良市市民税課  
電話 0742-34-4973 (ダイヤルイン)

## 申出書を提出する前にお読みください

- この申出書は、当年度限りです。翌年度以降も課税方式を選択する場合は、その都度、申出書の提出が必要です。
- 令和4年3月15日までにご提出ください。なお、納税通知書の送達後は、課税方式の選択内容の変更ができませんのでご注意ください。

### 「市民税・県民税はすべて申告不要を選択します」にチェックをつけた方へ

翌年度以降は、確定申告書の第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」に丸をつけてください。

丸をつければ、この申出書を提出する必要はありません。

#### 確定申告書A

##### ○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	特定配当等の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円		<input type="radio"/>	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円
				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				

#### 確定申告書B

##### ○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円		<input type="radio"/>	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円
					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				

### 「市民税・県民税は所得税とは異なる内容で下記のとおり申告します」にチェックをつけた方へ

- 確定申告書とは別に、市民税・県民税の申告（この申出書）の提出が必要です。
- 申告する所得についての資料（写し）を添付してください。